

平成 30 年 3 月 6 日  
焼津市財政部契約検査課

## 経営事項審査基準の改正に伴う再審査受審の取扱いについて

建設業法第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 12 月 26 日付け国土交通省告示第 1196 号）等により、平成 30 年 4 月 1 日から経営審査事項の改正が行われます。

この改正による新審査基準の導入後においても、旧審査基準による経営事項審査の審査結果を有する者については、引き続き有効期間中にある旧審査結果は有効とし、平成 30 年 4 月 1 日以降の一定期間に限り、新基準に基づく再審査を申請することができます（※受付機関により受付期間が異なる場合があるので、詳細は受付機関に御確認ください。）。

つきましては、新基準に基づく再審査を受審した場合の経営事項審査の審査結果について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 再審査受審の要否

旧審査基準での受審者が新審査基準での再審査を受審するか否かは、申請者の判断となり、受審しない場合は、既存の経営事項審査結果が有効となることから、焼津市では、有資格者名簿登録業者に対し、新基準に基づく再審査の受審を求めないものとし、ただし、再審査の受審を妨げるものではありません。

#### 2 再審査を受審した場合

新基準に基づく再審査を受審し、有資格者名簿の登録点数の変更を希望する業者については、次の書類を提出することにより、書類受付月の翌月から登録点数として反映させるものとし、なお、再審査結果の提出に伴う登録有効期限の変更はありません。

(1) 焼津市競争入札参加資格変更届出書（建設工事）（様式 10 号）

※変更内容を「経審再審査結果の提出」と記載してください。

(2) 総合評定値通知書の写し（再受審したもの）